

自治基本条例調査特別委員会調査報告書

本委員会は、執行部において、市民による検討会議の立ち上げなど、自治基本条例制定に向けた具体的な検討が進められていたことから、執行部とは一線を画し、議会として独自に自治基本条例についての調査を行う必要があるとの判断により、平成23年11月4日臨時会において設置され、自治基本条例に関する諸種調査を付託された。

これ以降、本年5月まで16回にわたり委員会を開催し、執行部の説明を聴取するとともに、有識者の招致、先進市の視察など、各種調査を行いながら、精力的に調査・研究を重ねてきた。

そして、本年6月定例会に提出された「第45号議案 佐賀市自治基本条例」が本委員会に付託されたため、前述の調査・研究を踏まえ、本条例議案に関する論点を明らかにしながら、閉会中の継続審査を含め、5回にわたる審査を行った。その結果、本年8月19日の委員会で当該議案を修正すべきと決定し、今定例会開会日に、本委員会の審査報告どおり、全会一致で修正可決されたところである。

以上を踏まえ、今回可決された本条例を実効性のあるものとするための取り組みについて、留意すべき事項を下記のとおりまとめた。

なお、本条例には、本市の自治の基本理念、まちづくりの基本原則が規定されているとともに、この条例の趣旨を尊重しなければならないことがうたわれている。このことを、市民を初め、関係する全ての団体や事業者等が十分に理解し、実践していくことにより「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の機運が高まり、もって条例の目的である「安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現」に寄与するものとなることを期待し、本委員会の調査報告とする。

記

1 条例の周知及び啓発

- (1) 校区自治会に対する条例の説明については、既に全小学校区で実施されているものの、市民個々への説明はいまだ不十分である。今後、地域で行われるイベント等を活用するなど、さまざまな機会を通して、広く市民理解の促進を図るべきである。
- (2) 佐賀らしさを表現するため、本条例第25条で特徴的に「子どもへのまなざし」を規定していることから見ても、本条例に関する子どもたちを対象とした学習の機会を設けるなど、子どもたちへの啓発活動に力を注ぐべきである。
- (3) 本条例が自治の基本理念を示す内容であるがゆえ、条例の意義や条例の制定により求められる協働の取り組みなど、市民等にとってわかりづらいものとなっている。このため、今後、市民等への周知、説明を行っていくに当たっては、それぞれの対象者に応じたパンフレットを作成するなど、説明及び資料に創意

工夫を加え、本条例に対する市民等の理解を深める必要がある。

- (4) 条文を読んだだけでは、市民等にとってわかりづらい文言や表現があるため、具体的、かつ、わかりやすい逐条解説を作成し、これもあわせて市民等への周知及び啓発に活用していく必要がある。

2 市職員への浸透

本条例においては、市職員に対しても役割及び責務が規定されている。また、前記1の「条例の周知及び啓発」において、市職員の果たす役割は非常に大きい。ため、職員みずから条例に対する意識を高め、理解を深めることが、今後、本条例を発展させていく大前提となるものである。

本条例が、本市の行政運営の基本となるよう、早急に全ての市職員に根づかせるための取り組みが必要である。

3 条例の趣旨の尊重

本条例第3条において「他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。」と規定されている。他の条例等との整合を図ることはもとより、他の条例等を根拠とする具体的な計画や事業においても、本条例の趣旨を尊重する必要がある。

このため、行政を運営していくに当たっては、常に本条例の趣旨を顧みるとともに、その趣旨に整合するよう努めなければならない。

4 条例の運用状況の検証

本条例を実効性のあるものとするためには、市民等への条例の浸透状況、具体的事業の進捗管理など、定期的な運用状況の検証が必要であり、この検証に基づき、市民主体のまちづくりを押し進めていくことが重要である。

以上、報告します。

平成25年9月25日

自治基本条例調査特別委員会
委員長 中本正一

佐賀市議会
議長 福井久男様